

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2021年12月16日提出 |
| 【発行者名】 | 岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 塩川 克史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 窪田 英喜 |
| 【電話番号】 | 03-3516-1432 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 日本グロースオープン |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(2021年12月17日から2022年6月17日まで) 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日本グロースオープン
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（５）【申込手数料】

申込金額(取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.2%(税抜2.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

お問い合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7)【申込期間】

2021年12月17日から2022年6月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4)[発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9)【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金(申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。)を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(以下「振替制度」と称する場合があります。)における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、わが国及び外国の金融商品取引所等上場（これに準ずるものを含みます。）の株式を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長を目的として、積極的な運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|--------|------|--------|
|--------|------|--------|

| | | |
|-------------|------------|-----------|
| 株式 | 年1回 | グローバル |
| 一般 | | 日本 |
| 大型株 | 年2回 | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 |
| 債券 | | |
| 一般 | 年6回 | 欧州 |
| 公債 | (隔月) | |
| 社債 | | アジア |
| その他債券 | 年12回 | オセアニア |
| クレジット属性 | (毎月) | |
| () | 日々 | 中南米 |
| 不動産投信 | その他 | アフリカ |
| その他資産 | () | 中近東 |
| () | | (中東) |
| 資産複合 | | エマージング |
| () | | |
| 資産配分固定型 | | |
| 資産配分変更型 | | |

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記からの「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産...組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収

益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■ ファンドの特色

- 1 | わが国および外国の金融商品取引所等上場(これに準ずるものを含みます。)の株式を主要投資対象とします。
- 2 | 株式への投資にあたっては、主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、企業の収益性、成長性や株式市場のテーマ性を重視して選定した銘柄に投資することにより、売買益の獲得と配当収益の確保を目指します。
- 3 | わが国の株式と諸外国の株式との相対的魅力度によっては、信託財産の純資産総額の30%を限度として、外国株式に投資します。
- 4 | 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- 5 | 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 6 | 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下、有価証券先物取引等といいます。)を行うことができます。

ポートフォリオ構築プロセス



※上記ポートフォリオ構築プロセスは変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

毎年3月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 基準価額が当初元本を上回っている場合は、原則として元本超過額の全額を分配します。基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ分配金額を決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 1996年3月27日 | 信託契約締結、設定、運用開始 |
| 2000年8月10日 | 受益権を1：10,000の割合で再分割、「分配金再投資コース」を追加 |
| 2007年1月 4日 | 投資信託振替制度へ移行 |
| 2010年6月13日 | 信託期間の終了日を2011年3月19日から2021年3月19日に変更 |
| 2020年12月17日 | 信託期間の終了日を2021年3月19日から2031年3月19日に変更 |

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンドの関係法人とその役割



| 関係法人 | 役割 |
|---------|---|
| 委託会社 | 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。 |
| 受託会社 | 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。 |
| 再信託受託会社 | 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。 |
| 販売会社 | 委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。 |

委託会社の概況（2021年9月末日現在）

資本金
10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日
1987年 6月27日

「日本投信委託株式会社」設立
第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）

1990年 6月30日

第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）

2008年 4月 1日

岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------|-------------------|----------|--------|
| 岡三興業株式会社 | 東京都中央区日本橋小網町9番9号 | 253,400株 | 45.68% |
| 株式会社岡三証券グループ | 東京都中央区日本橋1丁目17番6号 | 174,801株 | 31.51% |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 新潟県長岡市大手通1丁目5番地5 | 40,150株 | 7.24% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、信託財産の着実な成長を目的として、積極的な運用を行います。

運用方法

a 投資対象

わが国及び外国の金融商品取引所等上場（これに準ずるものを含みます。）の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．株式への投資にあたっては、主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、企業の収益性、成長性や株式市場のテーマ性を重視して選定した銘柄に投資することにより、売買益の獲得と配当収益の確保を目指します。

ロ．わが国の株式と諸外国の株式との相対的魅力度によっては、信託財産の純資産総額の30%を限度として、外国株式に投資します。

ハ．株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

ニ．株式以外への資産の投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

ホ．ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ヘ．有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）への投資は行いません。

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ヘ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ト．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からヘ．までの証券または証書の性質を有するもの

チ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）

リ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ヌ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ル．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ロ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ワ．外国の者に対する権利でロ．の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ．外国の者に対する権利でホ．の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

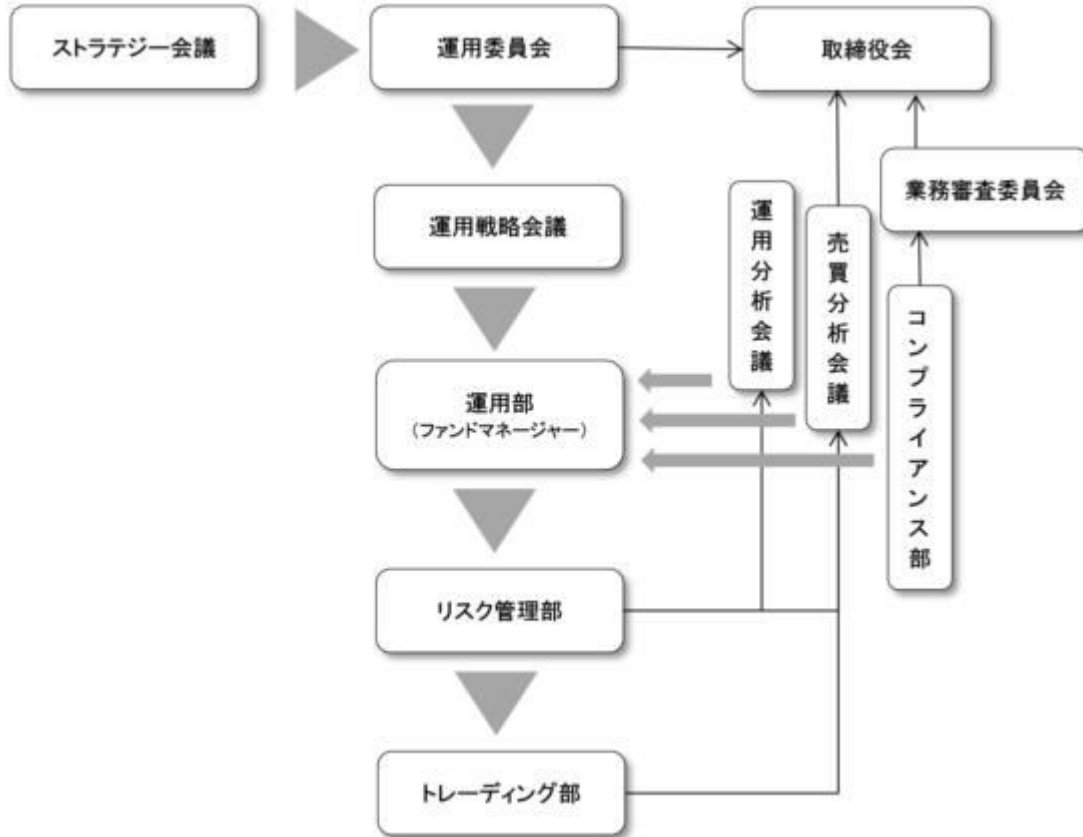
ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動への対応で、委託会社が運用

上必要と認めるときは、委託会社は信託金を上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



| 会議名または部署名 | 役割 |
|----------------------|--|
| 運用委員会 (月1回開催) | 運用本部が開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。 |
| 運用戦略会議 (月1回開催) | 運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。 |
| 運用部 | ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。 |
| 運用分析会議 (月1回開催) | 運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。 |
| 売買分析会議 (月1回開催) | 運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。 |
| 業務審査委員会 (原則月1回開催) | 運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。 |

| | |
|---------------------|---|
| コンプライアンス部 (3名程度) | 運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。 |
| リスク管理部 (7名程度) | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 |
| トレーディング部 (6名程度) | 有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。 |

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、2021年9月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

毎年3月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b 分配方針

基準価額が当初元本を上回っている場合は、原則として、元本超過額の全額を分配します。

基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ、分配金額を決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国および外国の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、米国店頭市場（NASDAQ）において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 信用取引の指図は、次のイ.～ヘ.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次のイ.～ヘ.に掲げる株式数の合計数を超えないものとします。
 - イ. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券

二．売り出しにより取得する株券

- ホ．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
- ヘ．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、又は信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
 - イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品（預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限りません。以下、同じ。）で運用している額の範囲内とします。
 - ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、a、b及びcで規定するオプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引および外国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b及びcで規定するオプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で

運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- ハ. コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b及びcで規定するオプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。
- c 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、

外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

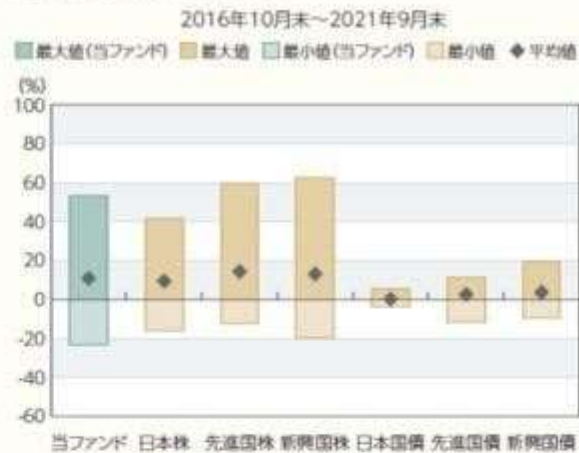
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ◆ 分配金再投資基準価額は、2016年10月末を10,000として指数化しております。
- ◆ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ◆ 年間騰落率は、2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- ◆ 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



| (%) | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|
| 最大値 | 53.3 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 11.4 | 19.3 |
| 最小値 | △22.9 | △16.0 | △12.4 | △19.4 | △4.0 | △11.4 | △9.4 |
| 平均値 | 10.9 | 9.5 | 14.4 | 13.2 | 0.3 | 2.7 | 3.8 |

- ◆ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ◆ 2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ◆ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ◆ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) | MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。 |
| 先進国債 | FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の帰還について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、お替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.375%（税抜1.25%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されません。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------------------------|-----------------------|--|----------------------------|
| | 委託した資金の運用の対価です。 | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
| 純資産総額50億円以下に見合う信託報酬の配分 | 年率0.825% (税抜0.75%) | 年率0.44% (税抜0.40%) | 年率0.11% (税抜0.10%) |
| 純資産総額50億円超100億円以下に見合う信託報酬の配分 | 年率0.77% (税抜0.70%) | 年率0.495% (税抜0.45%) | 年率0.11% (税抜0.10%) |

| | | | |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 純資産総額100億円超150億円以下に見合う信託報酬の配分 | 年率0.715% (税抜0.65%) | 年率0.55% (税抜0.50%) | 年率0.11% (税抜0.10%) |
| 純資産総額150億円超に見合う信託報酬の配分 | 年率0.66% (税抜0.60%) | 年率0.605% (税抜0.55%) | 年率0.11% (税抜0.10%) |

信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055% (税抜0.005%) を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合には、原則として確定申告は

不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 2014年1月1日以降 2037年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
| 2038年1月1日以降 | 20%（所得税15%、地方税5%） |

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------|
| 2014年1月1日以降 2037年12月31日まで | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
| 2038年1月1日以降 | 15%（所得税15%） |

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個

別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

その他

- ・ 原則として、配当控除の適用が可能です。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2021年9月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2021年 9月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 1,992,081,100 | 96.27 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 77,243,698 | 3.73 |
| 合計（純資産総額） | | 2,069,324,798 | 100.00 |

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 （円） | 帳簿価額 金額 （円） | 評価額 単価 （円） | 評価額 金額 （円） | 投資 比率 （％） |
|----|------|----|---------------|--------|--------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 30,400 | 1,725.55 | 52,456,754 | 2,165.00 | 65,816,000 | 3.18 |
| 2 | 日本 | 株式 | リクルートホールディングス | サービス業 | 8,200 | 5,196.00 | 42,607,200 | 6,832.00 | 56,022,400 | 2.71 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|------------------|--------|--------|-----------|------------|-----------|------------|------|
| 3 | 日本 | 株式 | 東海旅客鉄道 | 陸運業 | 3,000 | 17,316.73 | 51,950,207 | 17,875.00 | 53,625,000 | 2.59 |
| 4 | 日本 | 株式 | 第一生命ホールディングス | 保険業 | 21,600 | 2,036.50 | 43,988,400 | 2,473.00 | 53,416,800 | 2.58 |
| 5 | 日本 | 株式 | 積水ハウス | 建設業 | 22,400 | 2,404.89 | 53,869,536 | 2,351.50 | 52,673,600 | 2.55 |
| 6 | 日本 | 株式 | 富士フイルムホールディングス | 化学 | 5,200 | 7,129.93 | 37,075,672 | 9,639.00 | 50,122,800 | 2.42 |
| 7 | 日本 | 株式 | 鳥津製作所 | 精密機器 | 10,100 | 4,118.09 | 41,592,794 | 4,915.00 | 49,641,500 | 2.40 |
| 8 | 日本 | 株式 | ソニーグループ | 電気機器 | 3,800 | 10,894.65 | 41,399,695 | 12,455.00 | 47,329,000 | 2.29 |
| 9 | 日本 | 株式 | 村田製作所 | 電気機器 | 4,500 | 8,838.67 | 39,774,031 | 9,960.00 | 44,820,000 | 2.17 |
| 10 | 日本 | 株式 | 栗田工業 | 機械 | 8,100 | 4,890.00 | 39,609,000 | 5,400.00 | 43,740,000 | 2.11 |
| 11 | 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 6,700 | 8,063.17 | 54,023,299 | 6,480.00 | 43,416,000 | 2.10 |
| 12 | 日本 | 株式 | キーエンス | 電気機器 | 600 | 60,504.90 | 36,302,944 | 67,000.00 | 40,200,000 | 1.94 |
| 13 | 日本 | 株式 | ヤマハ発動機 | 輸送用機器 | 12,700 | 2,740.00 | 34,798,000 | 3,120.00 | 39,624,000 | 1.91 |
| 14 | 日本 | 株式 | スズキ | 輸送用機器 | 7,900 | 4,512.55 | 35,649,145 | 4,995.00 | 39,460,500 | 1.91 |
| 15 | 日本 | 株式 | 東芝 | 電気機器 | 8,300 | 3,861.81 | 32,053,024 | 4,715.00 | 39,134,500 | 1.89 |
| 16 | 日本 | 株式 | ミスミグループ本社 | 卸売業 | 8,200 | 3,375.00 | 27,675,000 | 4,755.00 | 38,991,000 | 1.88 |
| 17 | 日本 | 株式 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 5,800 | 5,496.10 | 31,877,422 | 6,021.00 | 34,921,800 | 1.69 |
| 18 | 日本 | 株式 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 10,600 | 3,525.00 | 37,365,000 | 3,277.00 | 34,736,200 | 1.68 |
| 19 | 日本 | 株式 | サントリー食品インターナショナル | 食料品 | 7,400 | 4,326.04 | 32,012,734 | 4,640.00 | 34,336,000 | 1.66 |
| 20 | 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 1,400 | 23,150.00 | 32,410,000 | 24,460.00 | 34,244,000 | 1.65 |
| 21 | 日本 | 株式 | 良品計画 | 小売業 | 13,500 | 2,574.93 | 34,761,684 | 2,500.00 | 33,750,000 | 1.63 |
| 22 | 日本 | 株式 | ショーボンドホールディングス | 建設業 | 6,800 | 4,652.29 | 31,635,612 | 4,960.00 | 33,728,000 | 1.63 |
| 23 | 日本 | 株式 | 三菱商事 | 卸売業 | 9,400 | 3,365.44 | 31,635,211 | 3,536.00 | 33,238,400 | 1.61 |
| 24 | 日本 | 株式 | ファーストリテイリング | 小売業 | 400 | 91,020.00 | 36,408,000 | 82,480.00 | 32,992,000 | 1.59 |
| 25 | 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホールディングス | 小売業 | 6,400 | 4,500.00 | 28,800,000 | 5,085.00 | 32,544,000 | 1.57 |
| 26 | 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 8,200 | 3,875.28 | 31,777,345 | 3,944.00 | 32,340,800 | 1.56 |
| 27 | 日本 | 株式 | ニチレイ | 食料品 | 11,000 | 2,851.25 | 31,363,764 | 2,926.00 | 32,186,000 | 1.56 |
| 28 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 1,700 | 18,640.00 | 31,688,000 | 18,900.00 | 32,130,000 | 1.55 |
| 29 | 日本 | 株式 | リンナイ | 金属製品 | 2,600 | 12,324.31 | 32,043,224 | 12,260.00 | 31,876,000 | 1.54 |
| 30 | 日本 | 株式 | トプコン | 精密機器 | 16,100 | 1,897.24 | 30,545,573 | 1,946.00 | 31,330,600 | 1.51 |

(種類別及び業種別投資比率)

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----|-------|------|----------|
| 株式 | 国内 | 建設業 | 4.71 |
| | | 食料品 | 3.21 |
| | | 繊維製品 | 1.10 |
| | | 化学 | 7.06 |
| | | 医薬品 | 2.58 |
| | | ゴム製品 | 1.33 |
| | | 非鉄金属 | 1.04 |
| | | 金属製品 | 1.54 |
| | | 機械 | 8.25 |

| | | |
|----|--------|-------|
| | 電気機器 | 14.95 |
| | 輸送用機器 | 4.88 |
| | 精密機器 | 6.49 |
| | その他製品 | 0.79 |
| | 陸運業 | 3.47 |
| | 情報・通信業 | 8.92 |
| | 卸売業 | 7.71 |
| | 小売業 | 5.85 |
| | 銀行業 | 1.56 |
| | 保険業 | 4.27 |
| | 不動産業 | 1.32 |
| | サービス業 | 5.20 |
| 合計 | | 96.27 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額(円) | | 基準価額(円) (1口当たり) | |
|-------------------------|---------------|---------------|--------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第16期計算期間末 (2012年 3月19日) | 2,184,829,332 | 2,184,829,332 | 0.2985 | 0.2985 |
| 第17期計算期間末 (2013年 3月19日) | 2,324,766,480 | 2,324,766,480 | 0.3786 | 0.3786 |
| 第18期計算期間末 (2014年 3月19日) | 2,403,688,197 | 2,403,688,197 | 0.4337 | 0.4337 |
| 第19期計算期間末 (2015年 3月19日) | 2,953,175,452 | 2,953,175,452 | 0.6055 | 0.6055 |
| 第20期計算期間末 (2016年 3月22日) | 2,685,911,254 | 2,685,911,254 | 0.6128 | 0.6128 |
| 第21期計算期間末 (2017年 3月21日) | 2,879,308,520 | 2,879,308,520 | 0.7070 | 0.7070 |
| 第22期計算期間末 (2018年 3月19日) | 3,470,438,720 | 3,470,438,720 | 0.9054 | 0.9054 |
| 第23期計算期間末 (2019年 3月19日) | 2,668,134,183 | 2,668,134,183 | 0.7544 | 0.7544 |
| 第24期計算期間末 (2020年 3月19日) | 1,647,958,969 | 1,647,958,969 | 0.5784 | 0.5784 |
| 第25期計算期間末 (2021年 3月19日) | 2,170,407,316 | 2,195,909,031 | 1.0000 | 1.0118 |
| 2020年 9月末日 | 2,097,307,114 | | 0.8616 | |
| 10月末日 | 2,053,305,274 | | 0.8511 | |
| 11月末日 | 2,210,559,057 | | 0.9317 | |
| 12月末日 | 2,203,808,308 | | 0.9593 | |

| | | | |
|------------|---------------|--|--------|
| 2021年 1月末日 | 2,119,839,891 | | 0.9470 |
| 2月末日 | 2,074,426,316 | | 0.9497 |
| 3月末日 | 2,137,292,304 | | 0.9903 |
| 4月末日 | 2,075,124,906 | | 0.9700 |
| 5月末日 | 2,068,478,642 | | 0.9750 |
| 6月末日 | 2,096,642,152 | | 0.9938 |
| 7月末日 | 2,008,332,940 | | 0.9621 |
| 8月末日 | 2,055,845,252 | | 0.9981 |
| 9月末日 | 2,069,324,798 | | 1.0458 |

【分配の推移】

| | 期間 | 分配金 (1口当たり) |
|------------|-------------------------|----------------|
| 第16期計算期間 | 2011年 3月23日～2012年 3月19日 | 0.000000円 |
| 第17期計算期間 | 2012年 3月20日～2013年 3月19日 | 0.000000円 |
| 第18期計算期間 | 2013年 3月20日～2014年 3月19日 | 0.000000円 |
| 第19期計算期間 | 2014年 3月20日～2015年 3月19日 | 0.000000円 |
| 第20期計算期間 | 2015年 3月20日～2016年 3月22日 | 0.000000円 |
| 第21期計算期間 | 2016年 3月23日～2017年 3月21日 | 0.000000円 |
| 第22期計算期間 | 2017年 3月22日～2018年 3月19日 | 0.000000円 |
| 第23期計算期間 | 2018年 3月20日～2019年 3月19日 | 0.000000円 |
| 第24期計算期間 | 2019年 3月20日～2020年 3月19日 | 0.000000円 |
| 第25期計算期間 | 2020年 3月20日～2021年 3月19日 | 0.011750円 |
| 第26中間計算期間末 | 2021年 3月20日～2021年 9月19日 | 円 |

【収益率の推移】

| | 期間 | 収益率(%) |
|------------|-------------------------|--------|
| 第16期計算期間 | 2011年 3月23日～2012年 3月19日 | 0.9 |
| 第17期計算期間 | 2012年 3月20日～2013年 3月19日 | 26.8 |
| 第18期計算期間 | 2013年 3月20日～2014年 3月19日 | 14.6 |
| 第19期計算期間 | 2014年 3月20日～2015年 3月19日 | 39.6 |
| 第20期計算期間 | 2015年 3月20日～2016年 3月22日 | 1.2 |
| 第21期計算期間 | 2016年 3月23日～2017年 3月21日 | 15.4 |
| 第22期計算期間 | 2017年 3月22日～2018年 3月19日 | 28.1 |
| 第23期計算期間 | 2018年 3月20日～2019年 3月19日 | 16.7 |
| 第24期計算期間 | 2019年 3月20日～2020年 3月19日 | 23.3 |
| 第25期計算期間 | 2020年 3月20日～2021年 3月19日 | 74.9 |
| 第26期中間計算期間 | 2021年 3月20日～2021年 9月19日 | 7.2 |

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期間 | 設定数量（口） | 解約数量（口） |
|------------|-------------|---------------|
| 第16期計算期間 | 66,993,741 | 814,189,775 |
| 第17期計算期間 | 68,419,734 | 1,245,690,812 |
| 第18期計算期間 | 47,757,691 | 645,777,176 |
| 第19期計算期間 | 18,762,335 | 683,969,698 |
| 第20期計算期間 | 29,568,579 | 524,082,971 |
| 第21期計算期間 | 12,464,702 | 323,282,346 |
| 第22期計算期間 | 322,637,298 | 562,093,738 |
| 第23期計算期間 | 13,002,707 | 308,959,009 |
| 第24期計算期間 | 11,707,193 | 699,233,556 |
| 第25期計算期間 | 63,857,128 | 742,878,968 |
| 第26期中間計算期間 | 13,147,266 | 204,101,024 |

参考情報

運用実績

2021年9月30日現在

● 基準価額・純資産の推移

2011年10月3日～2021年9月30日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

| | |
|----------|-----------|
| 2021年 3月 | 117.50円 |
| 2020年 3月 | 0.00円 |
| 2019年 3月 | 0.00円 |
| 2018年 3月 | 0.00円 |
| 2017年 3月 | 0.00円 |
| 設定来累計 | 9,022.50円 |

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|-------|---------|
| 株式 | 96.27% |
| その他資産 | 3.73% |
| 合計 | 100.00% |

業種別配分

| 業種 | 純資産比率 |
|--------|--------|
| 電気機器 | 14.95% |
| 情報・通信業 | 8.92% |
| 機械 | 8.25% |
| 卸売業 | 7.71% |
| 化学 | 7.06% |

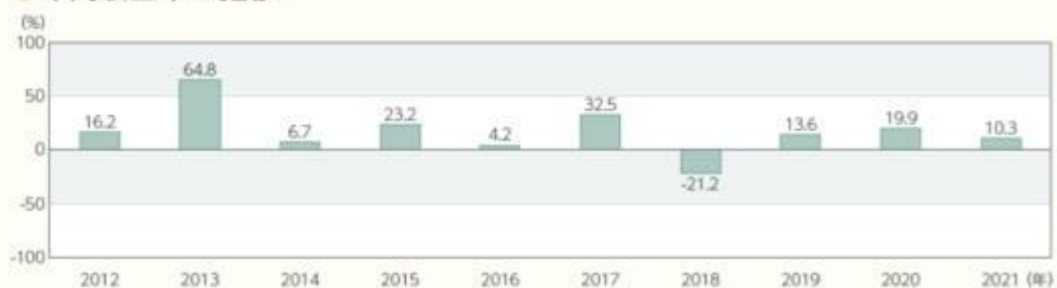
※組入上位5業種です。

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

| 銘柄名 | 業種 | 純資産比率 |
|----------------|--------|-------|
| エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 3.18% |
| リクルートホールディングス | サービス業 | 2.71% |
| 東海旅客鉄道 | 陸運業 | 2.59% |
| 第一生命ホールディングス | 保険業 | 2.58% |
| 積水ハウス | 建設業 | 2.55% |
| 富士フィルムホールディングス | 化学 | 2.42% |
| 島津製作所 | 精密機器 | 2.40% |
| ソニーグループ | 電気機器 | 2.29% |
| 村田製作所 | 電気機器 | 2.17% |
| 栗田工業 | 機械 | 2.11% |

● 年間収益率の推移



※ファンド内にはベンチマークはありません。

※2021年は9月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

○ ファンドの
目的・特色

○ 投資
リスク

○ 運用実績

○ 手続・
手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

1【申込（販売）手続等】

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
基準価額は毎営業日（委託会社の営業日を行います。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。
詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳

細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位は、販売会社によって異なります。販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

わが国及び外国の金融商品取引所等上場株式の評価

わが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。また、外国の取引所上場株式は、外国の取引所における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

株価指数先物取引の評価

株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、1996年3月27日から2031年3月19日までとします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年3月20日から翌年3月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとし、なお、最終計算期間の終了日は、2031年3月19日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の口数が10億口を下回るようになった場合又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記 c ~ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の〔信託約款の変更〕d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更し

ようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年3月20日から翌年3月19日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2020年3月20日から2021年3月19日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本グロースオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

| | 第24期 (2020年 3月19日現在) | 第25期 (2021年 3月19日現在) |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 6,089,339 | 5,187,989 |
| コール・ローン | 115,078,514 | 114,539,894 |
| 株式 | 1,540,321,650 | 2,091,843,950 |
| 未収入金 | - | 5,993,096 |
| 未収配当金 | 2,587,750 | 2,249,900 |
| 流動資産合計 | 1,664,077,253 | 2,219,814,829 |
| 資産合計 | | |
| 1,664,077,253 | | |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | - | 6,371,495 |
| 未払収益分配金 | - | 25,501,715 |
| 未払解約金 | - | 2,772,994 |
| 未払受託者報酬 | 1,284,284 | 1,176,165 |
| 未払委託者報酬 | 14,769,222 | 13,525,866 |
| 未払利息 | 164 | 38 |
| その他未払費用 | 64,614 | 59,240 |
| 流動負債合計 | 16,118,284 | 49,407,513 |
| 負債合計 | | |
| 16,118,284 | | |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | *1 2,849,380,629 | *1 2,170,358,789 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 1,201,421,660 | 48,527 |
| (分配準備積立金) | 488,656,280 | 568,501,357 |
| 元本等合計 | 1,647,958,969 | 2,170,407,316 |
| 純資産合計 | | |
| *3 1,647,958,969 | | |
| 負債純資産合計 | | |
| 1,664,077,253 | | |
| 2,219,814,829 | | |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第24期 | | 第25期 | |
|--|--------|----------------------------|--------|----------------------------|
| | 自 至 | 2019年 3月20日 2020年 3月19日 | 自 至 | 2020年 3月20日 2021年 3月19日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 31,601,991 | | 25,215,613 |
| 受取利息 | | 1,322 | | 1,611 |
| 有価証券売買等損益 | | 482,194,878 | | 1,114,842,534 |
| 派生商品取引等損益 | | - | | 16,098,200 |
| その他収益 | | 1,249 | | 387 |
| 営業収益合計 | | 450,590,316 | | 1,123,961,945 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 106,027 | | 53,901 |
| 受託者報酬 | | 2,690,247 | | 2,270,205 |
| 委託者報酬 | | 30,937,721 | | 26,107,228 |
| その他費用 | | 154,250 | | 127,347 |
| 営業費用合計 | | 33,888,245 | | 28,558,681 |
| 営業利益又は営業損失 () | | 484,478,561 | | 1,095,403,264 |
| 経常利益又は経常損失 () | | 484,478,561 | | 1,095,403,264 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | | 484,478,561 | | 1,095,403,264 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 () | | 18,171,277 | | 173,823,997 |
| 期首剰余金又は期首欠損金 () | | 868,772,809 | | 1,201,421,660 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 172,886,210 | | 311,917,783 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 172,886,210 | | 311,917,783 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 2,885,223 | | 6,525,148 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 2,885,223 | | 6,525,148 |
| 分配金 | | *1 - | | *1 25,501,715 |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | | 1,201,421,660 | | 48,527 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期 別 | 第25期 自 2020年 3月20日 至 2021年 3月19日 |
|--------------------|---|
| 項 目 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第24期 (2020年 3月19日現在) | 第25期 (2021年 3月19日現在) |
|---|--|
| *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,849,380,629口 | *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,170,358,789口 |
| 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,201,421,660円 | 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 |
| *3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.5784円 (10,000口当たりの純資産額 5,784円) | *3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (10,000口当たりの純資産額 10,000円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第24期 自 2019年 3月20日 至 2020年 3月19日 | 第25期 自 2020年 3月20日 至 2021年 3月19日 |
|--|--|
| | |

| *1. 分配金の計算過程 | | | *1. 分配金の計算過程 | | |
|---------------------------|----------------|--|---------------------------|----------------|--|
| 費用控除後の配当等収A | 0円 | | 費用控除後の配当等収A | 20,043,011円 | |
| 益額 | | | 益額 | | |
| 費用控除後・繰越欠損B | 0円 | | 費用控除後・繰越欠損B | 211,126,179円 | |
| 金補填後の有価証券売買等損益額 | | | 金補填後の有価証券売買等損益額 | | |
| 収益調整金額 C | 13,819,489円 | | 収益調整金額 C | 20,914,149円 | |
| 分配準備積立金額 D | 488,656,280円 | | 分配準備積立金額 D | 362,833,882円 | |
| 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D | 502,475,769円 | | 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D | 614,917,221円 | |
| 収益額 | | | 収益額 | | |
| 当ファンドの期末残存F | 2,849,380,629口 | | 当ファンドの期末残存F | 2,170,358,789口 | |
| 口数 | | | 口数 | | |
| 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 | 1,763円 | | 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 | 2,833円 | |
| 配対象額 | | | 配対象額 | | |
| 10,000口当たり分配金H | 0円 | | 10,000口当たり分配金H | 117円 | |
| 額 | | | 額 | | |
| 収益分配金金額 I=F*H/10,000 | 0円 | | 収益分配金金額 I=F*H/10,000 | 25,501,715円 | |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項 目 | 期 別 | 第24期 | 第25期 |
|--------------------------|-----|---|---|
| | | 自 2019年 3月20日 至 2020年 3月19日 | 自 2020年 3月20日 至 2021年 3月19日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | | 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | | 当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 | 当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、約款に定める運用成果を得ることを目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。 |

| | | |
|-------------------------|---|---|
| <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> | <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p> |
|-------------------------|---|---|

2.金融商品の時価等に関する事項

| 期 別 | 第24期 (2020年 3月19日現在) | 第25期 (2021年 3月19日現在) |
|----------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 | 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | | デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第24期 自 2019年 3月20日 至 2020年 3月19日 | 第25期 自 2020年 3月20日 至 2021年 3月19日 |
|---|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（重要な後発事象に関する注記）

| 第25期 自 2020年 3月20日 至 2021年 3月19日 |
|--|
| 該当事項はありません。 |

（その他の注記）

1. 元本の移動

| 第24期 (2020年 3月19日現在) | 第25期 (2021年 3月19日現在) |
|-------------------------|-------------------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | 投資信託財産に係る元本の状況 |
| 期首元本額 3,536,906,992円 | 期首元本額 2,849,380,629円 |
| 期中追加設定元本額 11,707,193円 | 期中追加設定元本額 63,857,128円 |
| 期中一部解約元本額 699,233,556円 | 期中一部解約元本額 742,878,968円 |

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第24期(自 2019年 3月20日 至 2020年 3月19日)

(単位：円)

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株式 | 373,104,074 |
| 合計 | 373,104,074 |

第25期(自 2020年 3月20日 至 2021年 3月19日)

(単位：円)

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
|-----|-------------------|

| | |
|----|-------------|
| 株式 | 405,774,207 |
| 合計 | 405,774,207 |

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表
株式

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価額 | | 備考 |
|----|-----|---------------|--------|-----------|------------|----|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 株式 | 日本円 | T S Iホールディングス | 37,800 | 331.00 | 12,511,800 | |
| | | オンワードホールディングス | 75,000 | 322.00 | 24,150,000 | |
| | | 信越化学工業 | 2,400 | 18,640.00 | 44,736,000 | |
| | | ユニ・チャーム | 7,000 | 4,532.00 | 31,724,000 | |
| | | そーせいグループ | 8,700 | 2,031.00 | 17,669,700 | |
| | | 第一三共 | 9,200 | 3,347.00 | 30,792,400 | |
| | | ペプチドリーム | 3,800 | 5,130.00 | 19,494,000 | |
| | | モダリス | 6,600 | 2,233.00 | 14,737,800 | |
| | | TOYO TIRE | 13,700 | 1,970.00 | 26,989,000 | |
| | | MARUWA | 2,600 | 11,610.00 | 30,186,000 | |
| | | リンナイ | 2,900 | 12,320.00 | 35,728,000 | |
| | | マルマエ | 8,500 | 1,359.00 | 11,551,500 | |
| | | ダイキン工業 | 1,900 | 23,150.00 | 43,985,000 | |
| | | トーヨーカネツ | 8,500 | 2,891.00 | 24,573,500 | |
| | | 栗田工業 | 10,300 | 4,890.00 | 50,367,000 | |
| | | 日本精工 | 22,700 | 1,184.00 | 26,876,800 | |
| | | 日立造船 | 29,100 | 936.00 | 27,237,600 | |
| | | 日立製作所 | 7,900 | 5,431.00 | 42,904,900 | |
| | | 東芝 | 6,000 | 3,885.00 | 23,310,000 | |
| | | 安川電機 | 6,500 | 5,440.00 | 35,360,000 | |
| | | 日本電産 | 2,500 | 13,565.00 | 33,912,500 | |
| | | オムロン | 3,400 | 9,310.00 | 31,654,000 | |
| | | 日本電気 | 5,000 | 6,640.00 | 33,200,000 | |

| | | | |
|---------------------|--------|-----------|------------|
| パナソニック | 30,100 | 1,427.00 | 42,952,700 |
| アンリツ | 14,200 | 2,444.00 | 34,704,800 |
| キーエンス | 700 | 52,900.00 | 37,030,000 |
| スタンレー電気 | 6,800 | 3,540.00 | 24,072,000 |
| 新光電気工業 | 9,300 | 3,160.00 | 29,388,000 |
| S C R E E Nホールディングス | 2,600 | 8,970.00 | 23,322,000 |
| 東京エレクトロン | 1,500 | 42,130.00 | 63,195,000 |
| トヨタ自動車 | 6,800 | 8,644.00 | 58,779,200 |
| スズキ | 6,300 | 4,821.00 | 30,372,300 |
| ヤマハ発動機 | 12,700 | 2,740.00 | 34,798,000 |
| 島津製作所 | 13,500 | 3,940.00 | 53,190,000 |
| インターアクション | 12,800 | 2,359.00 | 30,195,200 |
| H O Y A | 1,700 | 12,760.00 | 21,692,000 |
| 朝日インテック | 8,900 | 3,080.00 | 27,412,000 |
| シチズン時計 | 48,200 | 421.00 | 20,292,200 |
| 凸版印刷 | 16,200 | 1,960.00 | 31,752,000 |
| 富士急行 | 2,800 | 6,150.00 | 17,220,000 |
| 東海旅客鉄道 | 1,900 | 17,690.00 | 33,611,000 |
| ヤマトホールディングス | 12,200 | 3,040.00 | 37,088,000 |
| 商船三井 | 7,900 | 4,080.00 | 32,232,000 |
| デジタルハーツホールディングス | 22,600 | 1,499.00 | 33,877,400 |
| 日本オラクル | 3,700 | 11,850.00 | 43,845,000 |
| 伊藤忠テクノソリューションズ | 11,900 | 3,570.00 | 42,483,000 |
| 大塚商会 | 6,000 | 5,150.00 | 30,900,000 |
| 日本電信電話 | 10,700 | 2,936.00 | 31,415,200 |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 18,200 | 1,723.00 | 31,358,600 |
| S C S K | 1,700 | 6,640.00 | 11,288,000 |
| ソフトバンクグループ | 8,300 | 9,969.00 | 82,742,700 |
| 伊藤忠商事 | 10,600 | 3,525.00 | 37,365,000 |
| 岩谷産業 | 3,200 | 6,680.00 | 21,376,000 |
| ミスミグループ本社 | 8,200 | 3,375.00 | 27,675,000 |
| セブン&アイ・ホールディングス | 7,300 | 4,500.00 | 32,850,000 |
| 良品計画 | 8,500 | 2,748.00 | 23,358,000 |
| イオン | 12,300 | 3,288.00 | 40,442,400 |
| ファーストリテイリング | 400 | 91,020.00 | 36,408,000 |
| 第一生命ホールディングス | 24,100 | 2,036.50 | 49,079,650 |
| カチタス | 6,900 | 3,115.00 | 21,493,500 |
| 日本M&Aセンター | 2,900 | 6,290.00 | 18,241,000 |
| ラウンドワン | 9,800 | 1,285.00 | 12,593,000 |
| サイバーエージェント | 3,000 | 7,440.00 | 22,320,000 |
| ベクトル | 20,900 | 1,274.00 | 26,626,600 |
| リクルートホールディングス | 11,000 | 5,196.00 | 57,156,000 |

| | | | | | |
|----|------------------------|--|--|-------------------------|--|
| 計 | 銘柄数：65 組入時価比率：96.4% | | | 2,091,843,950 100.0% | |
| 合計 | | | | 2,091,843,950 | |

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間計算期間（2021年 3月20日から2021年 9月19日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

【日本グロースオープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第26期中間計算期間末 (2021年 9月19日現在) |
|------------------|--------------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 13,857,907 |
| コール・ローン | 66,666,677 |
| 株式 | 2,059,899,300 |
| 未収入金 | 27,892,105 |
| 未収配当金 | 2,040,900 |
| 流動資産合計 | 2,170,356,889 |
| 資産合計 | 2,170,356,889 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 33,942,701 |
| 未払受託者報酬 | 1,155,149 |
| 未払委託者報酬 | 13,284,142 |
| 未払利息 | 84 |
| その他未払費用 | 58,049 |
| 流動負債合計 | 48,440,125 |
| 負債合計 | 48,440,125 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | *1 1,979,405,031 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金 () | 142,511,733 |
| (分配準備積立金) | 515,307,820 |
| 元本等合計 | 2,121,916,764 |
| 純資産合計 | *2 2,121,916,764 |
| 負債純資産合計 | 2,170,356,889 |

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第26期中間計算期間 自 2021年 3月20日 至 2021年 9月19日 |
|---|--|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 23,084,726 |
| 受取利息 | 183 |
| 有価証券売買等損益 | 136,674,765 |
| その他収益 | 189 |
| 営業収益合計 | 159,759,863 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 12,806 |
| 受託者報酬 | 1,155,149 |
| 委託者報酬 | 13,284,142 |
| その他費用 | 67,267 |
| 営業費用合計 | 14,519,364 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 145,240,499 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 145,240,499 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 145,240,499 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 2,522,100 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 48,527 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,234 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,234 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 274,427 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 274,427 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 142,511,733 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期 別 | 第26期中間計算期間 自 2021年 3月20日 至 2021年 9月19日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 第26期中間計算期間末 (2021年 9月19日現在) | |
|----------------------------------|----------------|
| *1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 | 1,979,405,031口 |
| *2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たりの純資産額 | 1.0720円 |
| (10,000口当たりの純資産額) | 10,720円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第26期中間計算期間 自 2021年 3月20日 至 2021年 9月19日 |
|--|
| 該当事項はありません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

| 期 別 | 第26期中間計算期間末 (2021年 9月19日現在) |
|--------------------|---|
| 項 目 | |
| 1. 中間貸借対照表額、時価及び差額 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 |

(重要な後発事象に関する注記)

| 第26期中間計算期間 自 2021年 3月20日 至 2021年 9月19日 |
|--|
| 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

| 第26期中間計算期間末 (2021年 9月19日現在) | |
|--------------------------------|----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 2,170,358,789円 |
| 期中追加設定元本額 | 13,147,266円 |
| 期中一部解約元本額 | 204,101,024円 |

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年 9月30日現在)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 2,070,729,639円 |
| 負債総額 | 1,404,841円 |
| 純資産総額（ - ） | 2,069,324,798円 |
| 発行済数量 | 1,978,613,842口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.0458円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

受益者等に対する特典
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2021年9月末日現在）

| | |
|---------------------|------------|
| （1）資本金の額 | 10億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 2,600,000株 |
| 発行済株式の総数 | 554,701株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減 | なし |

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部が開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2021年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

| 種類 | 本数（本） | 純資産総額(億円) |
|------------|-------|-----------|
| 追加型株式投資信託 | 146 | 9,690 |
| 追加型公社債投資信託 | 3 | 2,825 |
| 単位型株式投資信託 | 52 | 828 |
| 単位型公社債投資信託 | 7 | 141 |
| 合計 | 208 | 13,485 |

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日現在) | 当事業年度 (2021年3月31日現在) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 11,807,346 | 7,289,865 |
| 有価証券 | 464,800 | 9,581 |
| 短期貸付金 | | 2 5,000,000 |
| 未収委託者報酬 | 939,305 | 983,794 |
| 未収運用受託報酬 | 14,133 | 190,144 |
| 未収投資助言報酬 | 11,959 | 11,876 |
| 前払費用 | 64,503 | 75,082 |
| 未収入金 | 22,805 | |
| 未収収益 | 13,659 | 24,653 |
| その他の流動資産 | 50,481 | 5,081 |
| 流動資産合計 | 13,388,994 | 13,590,079 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1 216,836 | 1 206,911 |
| 器具備品 | 1 59,198 | 1 39,014 |
| 有形固定資産合計 | 276,035 | 245,926 |
| 無形固定資産 | | |

| | | |
|------------|------------|------------|
| ソフトウェア | 4,399 | 13,821 |
| 電話加入権 | 2,122 | 2,122 |
| 無形固定資産合計 | 6,521 | 15,944 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,109,287 | 1,456,717 |
| 親会社株式 | 290,033 | 382,470 |
| 長期差入保証金 | 231,146 | 232,354 |
| 前払年金費用 | 23,941 | 22,969 |
| 繰延税金資産 | 61,623 | |
| その他 | 24,980 | 24,980 |
| 貸倒引当金 | 14,510 | 14,510 |
| 投資その他の資産合計 | 1,726,502 | 2,104,981 |
| 固定資産合計 | 2,009,059 | 2,366,852 |
| 資産合計 | 15,398,053 | 15,956,931 |

| | 前事業年度 (2020年3月31日現在) | 当事業年度 (2021年3月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 6,352 | 56,838 |
| 前受投資助言報酬 | 627 | |
| 未払金 | 544,430 | 544,401 |
| 未払収益分配金 | 3 | 1 |
| 未払償還金 | 5,001 | 5,001 |
| 未払手数料 | 431,312 | 437,638 |
| その他未払金 | 108,112 | 101,760 |
| 未払費用 | 162,268 | 223,730 |
| 未払法人税等 | 116,262 | 40,795 |
| 未払消費税等 | 62,714 | 50,055 |
| 賞与引当金 | 8,800 | 16,900 |
| 流動負債合計 | 901,455 | 932,720 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 323,196 | 307,698 |
| 役員退職慰労引当金 | 22,830 | 13,980 |
| 資産除去債務 | 90,582 | 91,515 |
| 繰延税金負債 | | 78,590 |
| 長期未払金 | 29,100 | |
| 固定負債合計 | 465,709 | 491,784 |
| 負債合計 | 1,367,165 | 1,424,505 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 566,500 | 566,500 |
| 資本剰余金合計 | 566,500 | 566,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 179,830 | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 5,718,662 | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | 6,382,996 | 6,707,859 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 利益剰余金合計 | 12,281,488 | 12,606,351 |
| 株主資本合計 | 13,847,988 | 14,172,851 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 182,899 | 359,574 |
| 評価・換算差額等合計 | 182,899 | 359,574 |
| 純資産合計 | 14,030,887 | 14,532,426 |
| 負債・純資産合計 | 15,398,053 | 15,956,931 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 10,157,808 | 8,831,385 |
| 運用受託報酬 | 33,847 | 188,026 |
| 投資助言報酬 | 28,878 | 28,152 |
| 営業収益合計 | 10,220,534 | 9,047,564 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 4,745,695 | 4,017,029 |
| 広告宣伝費 | 162,932 | 135,571 |
| 公告費 | 118 | 240 |
| 受益権管理費 | 17,200 | 16,218 |
| 調査費 | 1,731,126 | 1,768,008 |
| 調査費 | 296,917 | 272,791 |
| 委託調査費 | 1,434,208 | 1,495,216 |
| 委託計算費 | 261,181 | 244,844 |
| 営業雑経費 | 352,370 | 328,836 |
| 通信費 | 57,912 | 59,718 |
| 印刷費 | 225,307 | 200,800 |
| 諸経費 | 58,103 | 57,894 |
| 協会費 | 7,869 | 6,928 |
| 諸会費 | 3,177 | 3,494 |
| 営業費用合計 | 7,270,626 | 6,510,749 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 1,333,803 | 1,260,048 |
| 役員報酬 | 109,200 | 105,110 |
| 給料・手当 | 1,223,313 | 1,152,002 |
| 賞与 | 1,290 | 2,935 |
| 交際費 | 14,908 | 4,076 |
| 寄付金 | 15,991 | 16,469 |
| 旅費交通費 | 32,341 | 6,962 |
| 租税公課 | 46,444 | 40,969 |
| 不動産賃借料 | 215,864 | 217,213 |
| 賞与引当金繰入 | 6,910 | 16,900 |
| 退職給付費用 | 66,223 | 48,562 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 4,950 | 5,530 |
| 固定資産減価償却費 | 34,494 | 39,795 |
| 諸経費 | 308,860 | 352,900 |

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 一般管理費合計 | 2,080,793 | 2,009,428 |
| 営業利益 | 869,115 | 527,385 |

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | |
|--------------|--|---------|--|---------|
| | 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | 1 | 27,286 | 1 | 35,827 |
| 受取利息 | 1 | 1,295 | 1 | 8,510 |
| 約款時効収入 | | 2 | | 2 |
| 受取補償金 | | | | 44,425 |
| 雑益 | | 1,517 | | 24,496 |
| 営業外収益合計 | | 30,101 | | 113,262 |
| 営業外費用 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 0 | 2 | 1,915 |
| 為替差損 | | 71 | | 17 |
| 支払補償費 | | | | 44,425 |
| 雑損 | | | | 184 |
| 営業外費用合計 | | 71 | | 46,543 |
| 経常利益 | | 899,144 | | 594,104 |
| 特別利益 | | | | |
| 有価証券償還益 | | 27,529 | | |
| 投資有価証券売却益 | | 1,542 | | 2,391 |
| 投資有価証券償還益 | | 195 | | 142 |
| 特別利益合計 | | 29,268 | | 2,534 |
| 特別損失 | | | | |
| 有価証券償還損 | | 28,197 | | 35,746 |
| 投資有価証券売却損 | | 5,890 | | 71 |
| 投資有価証券償還損 | | 380 | | |
| ゴルフ会員権売却損 | | 229 | | |
| 特別損失合計 | | 34,698 | | 35,817 |
| 税引前当期純利益 | | 893,714 | | 560,821 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 274,953 | | 151,528 |
| 法人税等調整額 | | 3,474 | | 62,241 |
| 法人税等合計 | | 278,427 | | 213,769 |
| 当期純利益 | | 615,286 | | 347,051 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------|-----------|---------|-------------|---------|-----------|-------------|------------|------------|--------------------------|------------------------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価 差額金 | 評価・ 換算差 額等 合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 10,500,468 | 16,398,960 | - | 17,965,460 | 196,196 | 196,196 | 18,161,657 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|---------|---------|------------|
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 37,125 | 37,125 | | 37,125 | | | 37,125 |
| 当期純利益 | | | | | | 615,286 | 615,286 | | 615,286 | | | 615,286 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | 4,695,634 | 4,695,634 | | | 4,695,634 |
| 自己株式の消却 | | | | | | 4,695,634 | 4,695,634 | 4,695,634 | | | | - |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | | 13,297 | 13,297 | 13,297 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 4,117,472 | 4,117,472 | - | 4,117,472 | 13,297 | 13,297 | 4,130,769 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 6,382,996 | 12,281,488 | - | 13,847,988 | 182,899 | 182,899 | 14,030,887 |

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 | |
|-------------------------|-----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|------------|--------|-------------|------------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | 其他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 6,382,996 | 12,281,488 | - | 13,847,988 | 182,899 | 182,899 | 14,030,887 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 22,188 | 22,188 | | 22,188 | | | 22,188 |
| 当期純利益 | | | | | | 347,051 | 347,051 | | 347,051 | | | 347,051 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | | | - |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | | 176,675 | 176,675 | 176,675 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 324,863 | 324,863 | - | 324,863 | 176,675 | 176,675 | 501,538 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 6,707,859 | 12,606,351 | - | 14,172,851 | 359,574 | 359,574 | 14,532,426 |

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産(負債)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 78,590千円

上記の繰延税金負債78,590千円は、繰延税金資産121,542千円と繰延税金負債200,133千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業

年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 37,598千円 | 49,633千円 |
| 器具備品 | 108,705 " | 124,718 " |
| 計 | 146,303 " | 174,351 " |

2関係会社に対する資産及び負債

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 短期貸付金 | - | 5,000,000千円 |

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | 当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 受取配当金 | 8,480千円 | 12,720千円 |
| 受取利息 | | 7,790千円 |

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | 当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 器具備品 | 0千円 | 470千円 |
| ソフトウェア | | 1,445千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 825,000 | | 270,299 | 554,701 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(株) | | 270,299 | 270,299 | |

(変動事由の概要)

- 自己株式の普通株式数の増加270,299株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。
- 発行済株式の普通株式数及び自己株式の普通株式数の減少270,299株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 37,125 | 45 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額(千円) | 配当金の 原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 22,188 | 利益剰余金 | 40 | 2020年3月31日 | 2020年6月24日 |

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（株） | 554,701 | | | 554,701 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（株） | | | | |

2. 剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 22,188 | 40 | 2020年3月31日 | 2020年6月24日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額(千円) | 配当金の 原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 22,188 | 利益剰余金 | 40 | 2021年3月31日 | 2021年6月23日 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 226,338 | 169,753 |
| 1年超 | 169,753 | |
| 合計 | 396,091 | 169,753 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なりスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------|------------|------------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 11,807,346 | 11,807,346 | |
| (2) 有価証券 | 464,800 | 464,800 | |
| (3) 短期貸付金 | | | |
| (4) 未収委託者報酬 | 939,305 | 939,305 | |
| (5) 未収運用受託報酬 | 14,133 | 14,133 | |
| (6) 投資有価証券 | 555,426 | 555,426 | |
| (7) 親会社株式 | 290,033 | 290,033 | |
| (8) 長期差入保証金 | 231,146 | 230,085 | 1,061 |
| (9) 未払金（未払手数料） | 431,312 | 431,312 | |
| (10) 未払法人税等 | 116,262 | 116,262 | |

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 7,289,865 | 7,289,865 | |
| (2) 有価証券 | 9,581 | 9,581 | |
| (3) 短期貸付金 | 5,000,000 | 5,000,000 | |
| (4) 未収委託者報酬 | 983,794 | 983,794 | |
| (5) 未収運用受託報酬 | 190,144 | 190,144 | |
| (6) 投資有価証券 | 902,856 | 902,856 | |
| (7) 親会社株式 | 382,470 | 382,470 | |
| (8) 長期差入保証金 | 232,354 | 232,146 | 208 |
| (9) 未払金（未払手数料） | 437,638 | 437,638 | |
| (10) 未払法人税等 | 40,795 | 40,795 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 短期貸付金 (4) 未収委託者報酬、(5) 未収運用受託報酬、(9) 未払金（未払手数料）

(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券(6) 投資有価証券、(7) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(8) 長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 553,861 | 553,861 |

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--|------------|-------------|--------------|---------|
| 現金及び預金 | 11,807,346 | | | |
| 短期貸付金 | | | | |
| 未収委託者報酬 | 939,305 | | | |
| 未収運用受託報酬 | 14,133 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 464,800 | 123,493 | 62,592 | |
| 長期差入保証金 | | 4,808 | | 226,338 |
| 合計 | 13,211,451 | 128,302 | 62,592 | 226,338 |

当事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 7,289,865 | | | |
| 短期貸付金 | 5,000,000 | | | |
| 未収委託者報酬 | 983,794 | | | |
| 未収運用受託報酬 | 190,144 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 9,581 | 321,572 | 95,197 | |

| | | | | |
|---------|-----------|---------|--------|---------|
| 長期差入保証金 | | 6,016 | | 226,338 |
| 合計 | 8,283,240 | 327,589 | 95,197 | 226,338 |

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | | | |
|--------------------------|--------------------------------|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 626,317 | 328,806 | 297,511 | | | |
| | (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | | | | |
| | (3) その他 | | | | 89,006 | 80,000 | 9,006 |
| | 小計 | | | | 715,323 | 408,806 | 306,517 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 7,930 | 12,350 | 4,420 | | | |
| | (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | | | | |
| | (3) その他 | | | | 587,006 | 625,483 | 38,477 |
| | 小計 | | | | 594,936 | 637,833 | 42,897 |
| 合計 | | 1,310,259 | 1,046,639 | 263,619 | | | |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | | | |
|--------------------------|--------------------------------|--------------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 829,362 | 328,806 | 500,556 | | | |
| | (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | | | | |
| | (3) その他 | | | | 190,199 | 163,000 | 27,199 |
| | 小計 | | | | 1,019,562 | 491,806 | 527,756 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 11,830 | 12,350 | 520 | | | |
| | (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | | | | |
| | (3) その他 | | | | 263,515 | 272,483 | 8,968 |
| | 小計 | | | | 275,345 | 284,833 | 9,488 |
| 合計 | | 1,294,908 | 776,639 | 518,268 | | | |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|--------------------------------|---------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | | | |
| (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | |
| (3) その他 | 137,652 | 1,542 | 5,890 |
| 合計 | 137,652 | 1,542 | 5,890 |

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|--------------------------------|--------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | | | |
| (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 | | | |
| (3) その他 | 40,320 | 2,391 | 71 |
| 合計 | 40,320 | 2,391 | 71 |

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） | 当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） |
|-------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 611,083 | 578,531 |
| 勤務費用 | 52,355 | 44,495 |

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 利息費用 | | 173 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 38,262 | 6,627 |
| 退職給付の支払額 | 52,705 | 69,896 |
| その他 | 6,061 | |
| 退職給付債務の期末残高 | 578,531 | 559,931 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
| 年金資産の期首残高 | 350,120 | 328,129 |
| 期待運用収益 | 1,750 | 1,640 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 10,103 | 59,538 |
| 事業主からの拠出額 | 15,462 | 14,753 |
| 退職給付の支払額 | 29,100 | 34,222 |
| 年金資産の期末残高 | 328,129 | 369,840 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|---------------------|--------------|--------------|
| | (2020年3月31日) | (2021年3月31日) |
| 積立型制度の退職給付債務 | 280,958 | 270,879 |
| 年金資産 | 328,129 | 369,840 |
| | 47,171 | 98,960 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 297,572 | 289,051 |
| 未積立退職給付債務 | 250,401 | 190,090 |
| 未認識数理計算上の差異 | 48,853 | 94,638 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 299,255 | 284,729 |
| 退職給付引当金 | 323,196 | 307,698 |
| 前払年金費用 | 23,941 | 22,969 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 299,255 | 284,729 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
| 勤務費用 | 52,355 | 44,495 |
| 利息費用 | | 173 |
| 期待運用収益 | 1,750 | 1,640 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 3,313 | 7,126 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 53,917 | 35,901 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 株式 | 33.4% | 40.2% |
| 一般勘定 | 32.4% | 27.7% |
| 債券 | 21.6% | 18.8% |
| その他 | 12.6% | 13.3% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

| | 前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | 当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 割引率 | 0.03% | 0.10% |
| 長期期待運用収益率 | 0.50% | 0.50% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度12,134千円、当事業年度11,732千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 98,962 | 94,217 |
| 役員退職慰労引当金 | 6,990 | 4,280 |
| 賞与引当金 | 2,694 | 5,174 |
| ゴルフ会員権評価損 | 918 | 918 |
| 貸倒引当金 | 4,442 | 4,442 |
| その他有価証券評価差額金 | 13,135 | 2,905 |
| 投資有価証券評価損 | 2,817 | 2,817 |
| 資産除去債務 | 27,736 | 28,022 |
| 未払事業税 | 8,720 | 5,326 |
| 未払不動産賃借料 | 20,791 | 8,910 |
| その他 | 4,915 | 5,145 |
| 繰延税金資産小計 | 192,125 | 162,162 |
| 評価性引当額 | | 40,619 |
| 繰延税金資産の合計 | 192,125 | 121,542 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 93,855 | 161,598 |

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 未収配当金 | 4,098 | 6,822 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 25,216 | 24,678 |
| 前払年金費用 | 7,330 | 7,033 |
| 繰延税金負債の合計 | 130,501 | 200,133 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 61,623 | 78,590 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 (調整) | | 30.62% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | | 0.24% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | | 0.38% |
| 住民税均等割等 | | 0.41% |
| 評価性引当額の増減 | | 7.24% |
| その他 | | 0.01% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 38.12% |

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | 当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首残高 | 89,658 | 90,582 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | | |
| 時の経過による調整額 | 923 | 932 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | | |
| 期末残高 | 90,582 | 91,515 |

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

す。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

す。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------|--------|------------------|-----------|--------------------|-------------|------------------|-------------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 3.43% | 当社ファンドの募集取扱 | 支払手数料の支払 (注2) | 2,453,627 (注1) | 未払手数料 | 239,547 (注1) |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------------|--------|------------------|-----------|--------------------|----------------|------------------|-------------------|-------|-----------------|
| 親会社 | 株式会社 岡三証券グループ | 東京都中央区 | 18,589,682 | 証券業 | 被所有 直接 31.5% | 直接の親会社 資金貸付 | 資金貸付 | 5,000,000 | 短期貸付金 | 5,000,000 |
| | | | | | | | | | 未収利息 | 2,189 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 3.4% | 当社ファンドの募集取扱 | 支払手数料の支払 (注2) | 2,124,634 (注1) | 未払手数料 | 242,218 (注1) |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 1株当たり純資産額 | 25,294円50銭 | 26,198円66銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 897円68銭 | 625円65銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日) | 当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日) |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益金額 | 615,286千円 | 347,051千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | | |
| 普通株式に係る当期純利益 | 615,286千円 | 347,051千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 685,419株 | 554,701株 |

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額 | 14,030,887千円 | 14,532,426千円 |
| 純資産の部から控除する合計額 | | |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 14,030,887千円 | 14,532,426千円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 554,701株 | 554,701株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ

取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

2021年3月末日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」（資本金の額は、2021年3月末日現在）

| 名 称 | 資本金の額（百万円） | 事業の内容 |
|---------------|------------|---------------------------------|
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500 | |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852 | |
| 阿波証券株式会社 | 100 | |
| a uカブコム証券株式会社 | 7,196 | |
| 株式会社 S B I証券 | 48,323 | |
| 共和証券株式会社 | 500 | |
| 三縁証券株式会社 | 150 | |
| 静岡東海証券株式会社 | 600 | |
| 荘内証券株式会社 | 100 | |
| ばんせい証券株式会社 | 1,558 | |
| 二浪証券株式会社 | 100 | |
| 益茂証券株式会社 | 515 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| リーディング証券株式会社 | 500 | |

| | | |
|--------------|-----------|--------------------|
| スルガ銀行 株式会社 | 30,043 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社 北都銀行 | 12,500 | |
| 株式会社 三菱UFJ銀行 | 1,711,958 | |

株式会社 三菱UFJ銀行は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

2【関係業務の概要】

- (1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。
投資信託財産の保管、管理及び計算
委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分
- (2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。
受益権の募集の取扱い
収益分配金の再投資
収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い
解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。2021年3月末日現在）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。

岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。

第3【その他】

- 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 目論見書の使用開始日
 - 委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - 委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨

- 3 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 投資信託説明書(請求目論見書)の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 6 目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本グロスオープン」の2020年3月20日から2021年3月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本グロスオープン」の2021年3月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本グロースオープン」の2021年3月20日から2021年9月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「日本グロースオープン」の2021年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月20日から2021年9月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。な

お、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。